

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月20日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社光製作所 東京都荒川区東尾久四丁目7番1号	
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称	所在地
		ダイレックス木太店	高松市木太町字西浜2439番地1外
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者 氏名(名称)	代表者(法人の場合) 住所
		ダイレックス株式会社	代表取締役 方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年12月5日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,443平方メートル	
	駐車場の位置及び収容台数	位置〔別添資料-3〕	収容台数
		建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐車場〕 (別途、従業員用駐車場14台を確保する。)	62台
	駐輪場の位置及び収容台数	位置〔別添資料-3〕	収容台数
		建物東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場No.1〕	36台
		建物敷地北側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・駐輪場No.2〕	14台
	合計	50台	

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	荷さばき施設の位置及び面積	<table border="1"> <tr> <th>位置〔別添資料－3〕</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>建物東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.1〕</td> <td>50平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物西側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.2〕</td> <td>32平方メートル</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>82平方メートル</td> </tr> </table>	位置〔別添資料－3〕	面積	建物東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.1〕	50平方メートル	建物西側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.2〕	32平方メートル	合計	82平方メートル
	位置〔別添資料－3〕	面積								
建物東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.1〕	50平方メートル									
建物西側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設No.2〕	32平方メートル									
合計	82平方メートル									
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	<table border="1"> <tr> <th>位置〔別添資料－3〕</th> <th>容量</th> </tr> <tr> <td>建物内西側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕</td> <td>21.52立方メートル</td> </tr> </table>	位置〔別添資料－3〕	容量	建物内西側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕	21.52立方メートル					
位置〔別添資料－3〕	容量									
建物内西側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕	21.52立方メートル									
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table border="1"> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ダイレックス株式会社</td> <td>午前9時00分</td> <td>午後10時00分</td> <td>—</td> </tr> </table>	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考	ダイレックス株式会社	午前9時00分	午後10時00分	—
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考						
	ダイレックス株式会社	午前9時00分	午後10時00分	—						
来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <tr> <th>駐車場No.〔別添資料－3〕</th> <th>駐車場利用可能時間帯</th> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>午前8時30分～午後10時30分</td> </tr> </table>	駐車場No.〔別添資料－3〕	駐車場利用可能時間帯	駐車場	午前8時30分～午後10時30分					
駐車場No.〔別添資料－3〕	駐車場利用可能時間帯									
駐車場	午前8時30分～午後10時30分									
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <tr> <th>駐車場No.〔別添資料－3〕</th> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>2箇所</td> <td>建物敷地北側及び東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕</td> </tr> </table>	駐車場No.〔別添資料－3〕	出入口の数	位置	駐車場	2箇所	建物敷地北側及び東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕			
駐車場No.〔別添資料－3〕	出入口の数	位置								
駐車場	2箇所	建物敷地北側及び東側〔資料－3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕								

	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No. [別添資料-3]	荷さばき可能時間帯
		荷さばき施設 No.1、No.2	午前6時00分～午後10時00分

2. 届出年月日

平成28年4月4日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年4月20日から平成28年8月20日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年8月20日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ